

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（千葉県企業局水道事業）新旧対照表（令和3年8月改定）

| 現行（令和2年8月）  | 改定（令和3年8月改定）  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（千葉県企業局水道事業）</p> <p>1 目的<br/>近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、本要領に必要な事項を定める。</p> <p>2 試行対象工事<br/>(1) 対象工事<br/>千葉県企業局水道事業が発注する工事（営繕工事、機械設備工事は除く）のうち、主たる工種が屋外作業であるものを対象とする。<br/>ただし、緊急修繕工事、維持修繕工事及び検定期限満了量水器取替工事については、対象から除外する。<br/>(2) 適用範囲<br/>令和2年4月1日以降に契約した工事に適用する。<br/>ただし、令和2年8月10日までに完成通知が提出された工事は除く。<br/>なお、本試行の実施の有無については、契約後速やかに、打合せ簿により監督職員と協議を行い、決定するものとする。<br/>また、特記仕様書に本要領の対象工事である旨の記載がないものについては、発注者から対象となる旨の通知があり、受注者が希望する場合は、打合せ簿により監督職員と協議を行い、本要領を適用できるものとする。</p> <p>3 用語の定義<br/>(1) 真夏日<br/>日最高気温が30度以上の日、または暑さ指数（WBGT）が25度以上の日とする。<br/>（夜間工事の場合は、作業時間帯の最高値で判断する。）<br/>(2) 工事着手日<br/>現場において、何らかの作業に着手した日（現場事務所設置、起工測量、資機材搬入または仮設工事開始等）をいう。<br/>(3) 工事完成日<br/>現場において、後片付けを含むすべての作業が完了した日（現場事務所撤去、後片付け、清掃完了等）をいう。<br/>(4) 対象期間<br/>工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> | <p style="text-align: center;">熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（千葉県企業局水道事業）</p> <p>1 目的<br/>近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、本要領に必要な事項を定める。</p> <p>2 試行対象工事<br/>(1) 対象工事<br/>千葉県企業局水道事業が発注する工事（営繕工事、<del>機械設備工事は除く</del>）のうち、主たる工種が屋外作業であるものを対象とする。<br/>ただし、緊急修繕工事、維持修繕工事及び検定期限満了量水器取替工事については、対象から除外する。<br/>(2) 適用範囲<br/><b>（機械設備工事）</b><br/>令和3年4月1日以降に契約した工事に適用する。<br/><b>ただし、令和3年8月12日までに完成通知が提出された工事は除く。</b><br/><b>（それ以外の工事）</b><br/>令和2年4月1日以降に契約した工事に適用する。<br/>ただし、令和2年8月10日までに完成通知が提出された工事は除く。</p> <p>なお、本試行の実施の有無については、契約後速やかに、打合せ簿により監督職員と協議を行い、決定するものとする。<br/>また、特記仕様書に本要領の対象工事である旨の記載がないものについては、発注者から対象となる旨の通知があり、受注者が希望する場合は、打合せ簿により監督職員と協議を行い、本要領を適用できるものとする。</p> <p>3 用語の定義<br/>(1) 真夏日<br/>日最高気温が30度以上の日、または暑さ指数（WBGT）が25度以上の日とする。<br/>（夜間工事の場合は、作業時間帯の最高値で判断する。）<br/>(2) 工事着手日<br/>現場において、何らかの作業に着手した日（現場事務所設置、起工測量、資機材搬入または仮設工事開始等）をいう。<br/>(3) 工事完成日<br/>現場において、後片付けを含むすべての作業が完了した日（現場事務所撤去、後片付け、清掃完了等）をいう。<br/>(4) 対象期間<br/>工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。<br/><b>工事の最終変更等に当たっては、現場管理費の補正を行う必要があるが、工期末が夏季に設定されている工事については、「真夏日率」の算出に必要な「対象期間」の工事完成日を、契約変更手続き期間等を踏まえ受注者協議により定めるものとする。</b></p> |

| 現行（令和2年8月）   | 改定（令和3年8月改定）  |
|--|---|
| <p>(略)</p> <p>6 対象工事である旨の明示<br/>対象工事である旨を別紙1のとおり特記仕様書に記載するものとする。</p> <p>7 その他<br/>上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合、また、この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めることとする。</p> <p>附 則 令和2年8月11日から施行する。</p> | <p>(略)</p> <p>6 対象工事である旨の明示<br/>対象工事である旨を別紙1のとおり特記仕様書に記載するものとする。</p> <p>7 その他<br/>上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合、また、この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めることとする。</p> <p>附 則 令和2年8月11日から施行する。<br/>令和3年8月13日から施行する。</p> |